

救済について①

資料 2

救済

施策の実施、教育、啓発（効果として救済の充実につなげる）

個別救済

- ✓ 現に発生している侵害行為そのものの排除
- ✓ 被害者の支援（被害者の自立支援）
- ✓ 加害者制裁、再発防止対策

救済方法

被害者が望む救済内容

制度や施策の充実

- ①既存制度の活用
- ②人権が尊重される社会の実現（法改正等新たな施策、条例の制定、啓発、教育）

被害者への支援を望むもの

- ①緊急避難（DVや性犯罪）
- ②相談すること自体（気持ちの吐露）
- ③精神的なケア
- ④侵害の共感と示唆

加害者への関与を望むもの

- ①侵害の停止（勧告、告発、制裁等による）
- ②再発の防止（勧告、告発、制裁等による）
- ③公表等の制裁
- ④相手方との和解、関係調整
- ⑤被害の補償
- ⑥相手方との反省と謝罪（反省、謝罪の言葉）

地方公共団体が行う救済内容

一般施策（教育、啓発、各種施策）

- ※人権が尊重される社会を実現するための、啓発、教育及び各種施策を伴う権力を伴わないもの。
- ※既存制度の不備に対する改善等を含む。

公権力を用いない救済（相談等）

...被害者への支援（①緊急避難、②相談、③精神的なケア）の解決は、準司法的な手続きを用いず、既存の相談機関等による対応強化を図る。

【デメリット】

- ・差別表現等の対応事案によっては、相談窓口が明確でないものがある。
- ・必要な能力を持つ職員の配置が必要

公権力を用いるが、準司法的でない救済（調停型）

...任意の調停等による方法

【デメリット】

- ・相手方の協力が無ければ実現しない

公権力を用いて準司法的に行う救済（裁定型）

...救済機関として第三者機関等が行う方法

【デメリット】

- ・事実認定が困難なため、簡易・迅速な解決が難しい。
- ・公権力による新たな人権侵害の問題
- ・憲法と条例制定権の限界等の法律の制限を受ける

救済について②

【救済についての留意事項】

- (ア) 救済の対象（人権侵害）の範囲を明確に規定すること。
- (イ) 既存の制度との役割分担を考慮すること。（例：児童虐待、DV、高齢者虐待、ストーカー被害等・・・労働基準法、児童虐待防止法等）
- (ウ) 【加害者への関与】 憲法に定める表現の自由に配慮し、内心の自由の尊重が必要。（加害者への謝罪の要求・勧告や研修の強制参加は、憲法で保障する内心の自由に抵触する恐れがある。）
- (エ) 【加害者への関与】 公表・過料の副作用が大きいこと。（救済に応じない加害者氏名等の公表は社会的名誉、信用を損なう等の副作用が社会状況上大きい。調査拒否に対する過料も同様）
- (オ) 【加害者への関与】 家庭等の問題への行政介入は暴力や虐待等の真にやむをえない場合を除き、まずは当事者での解決とすることが先決であること。
- (カ) 公権力による人権侵害は広く対象とするべき（公権力による人権侵害への救済は積極的に行うべきである）。
- (キ) 救済機関としての第三者機関には公平性、独立性、専門性の最大限の確保が必要（準司法的な判断が必要であるが、地方公共団体では地方自治法の規定により完全独立の救済機関を設置することはできないため、行政上の附属機関とせざるを得ない）。